

おすすめ特約 その1

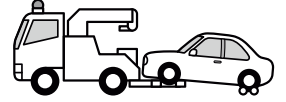
車両搬送後レンタカー費用特約

事故・故障によりご契約のお車がレッカー搬送された際のレンタカー費用を補償します！



レンタカー費用補償拡張特約

事故によりご契約のお車がレッカー搬送を伴わない場合のレンタカー費用を補償します！



レンタカー費用は、どれくらいかかるの？

《15日間レンタカーを借り入れた場合の通常料金例》(※)

- コンパクトタイプの場合
91,850円(1日あたり6,123円)
- バンタイプの場合
160,600円(1日あたり10,707円)
- ミニバン・ワゴンタイプの場合
289,300円(1日あたり19,287円)



買い物や子供の送迎で
毎日車が必要だ…

仕事で使うので
同じクラスの車を借りたいが、
結構かかるなあ…

(※)レンタカー費用:自社調べ

■車両搬送後レンタカー費用特約

ご契約のお車が自家用8車種(レンタカーおよび教習用自動車を除きます)で、車両搬送費用特約をセットしたご契約にご希望によりセットできます。

次のいずれかの事由により、ご契約のお車を使用できなくなった場合に、修理でご契約のお車を使用できない期間など約款に定めるレンタカー借入期間に被保険者がレンタカーを借り入れるために実際に負担した費用について、「1日あたりのレンタカー費用(保険金日額を限度)」に「レンタカーを借り入れた日数※1」を乗じた額を保険金としてお支払いします。

- ・ご契約のお車が自動車事故または故障により自力走行不能となり、修理工場などに搬送※2された場合
- ・ご契約のお車が盗難された場合

■レンタカー費用補償拡張特約

車両搬送後レンタカー費用特約をセットしたご契約にご希望によりセットできます。

自動車事故によりご契約のお車に損害が生じ、使用できなくなった場合に、修理でご契約のお車を使用できない期間など約款に定めるレンタカー借入期間に被保険者がレンタカーを借り入れるために実際に負担した費用について、「1日あたりのレンタカー費用(車両搬送後レンタカー費用特約における保険金日額を限度)」に「レンタカーを借り入れた日数※3」を乗じた額を保険金としてお支払いします。

(注1)ご契約のお車が自力走行できる場合で、かつ、被保険者がその損傷を修理しないときは、この特約のお支払い対象となりません。ただし、修理費が時価額(車両価額協定保険特約が適用されている場合は協定保険価額)以上となる場合を除きます。

(注2)車両搬送後レンタカー費用特約により保険金を支払う場合は、この特約から保険金をお支払いしません。

【参考】車両搬送後レンタカー費用特約とレンタカー費用補償拡張特約の関係

○：補償されます ×：補償されません

| 特約名 | 盗難 | 事故 | | 故障 | | 対象代車 | 保険金日額 |
|--------------------------------------|----|---------------|------|---------------|------|-------|---|
| | | 自力走行不能で搬送※2あり | 左記以外 | 自力走行不能で搬送※2あり | 左記以外 | | |
| 車両搬送後レンタカー費用特約 | ○ | ○ | × | ○ | × | レンタカー | 5,000円 7,000円 10,000円 15,000円 20,000円 |
| 車両搬送後レンタカー費用特約 + レンタカー費用補償拡張特約 | ○ | ○ | ○※4 | ○ | × | | |

※1 30日(故障の場合は15日)を限度とします。

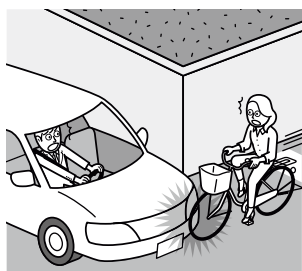
※2 法令等により走行が禁じられると弊社が認めた状態で、修理工場等へ自力で走行した場合を含みます。

※3 30日を限度とします。

※4 ご契約のお車が自力走行できる場合で、かつ、被保険者がその損傷を修理しないときは、お支払い対象となりません。

対歩行者等事故傷害特約

対人賠償責任保険および人身傷害保険をセットしたご契約にご希望によりセットできます。



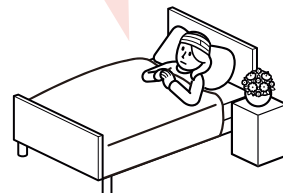
ご存知ですか？

ご契約のお車を運転中に、左記のような信号のない交差点で自転車と衝突し、自転車乗車中の運転者にケガをさせた場合、一般的に**自転車側にも20%の過失**が発生します！

出典:判例タイムズ

対人賠償責任保険では自転車側の過失割合20%は支払われません！

こっちはケガしているのよ…！
あなたの方が悪いんだから過失分も払ってよ！



特約をセットしておけば、対人賠償責任保険で補償されない相手の方の過失分も保険金をお支払いしますので、事故の早期・円満解決につながりやすくなります！

(注)実際の事故では、事故状況を個々に確認したうえで過失割合を決めていきますので、上記の過失割合と異なる場合があります。

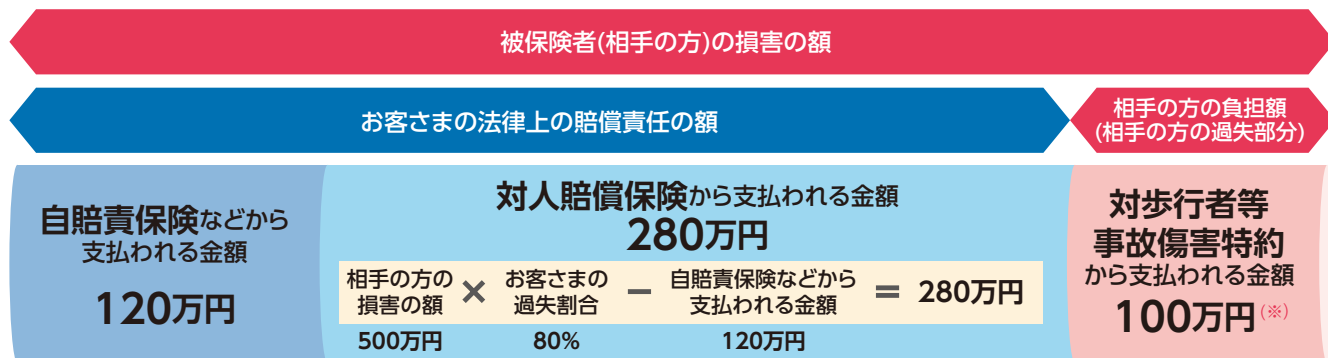
ご契約のお車の自動車事故^(※)により、歩行者や自転車(原動機付自転車を除きます)で通行中の方を死亡させたか、ケガによる入院をさせた場合に、対人賠償責任保険で補償されない相手の方の過失部分を含んだ損害に対する保険金をお支払いします。

(※)対人賠償責任保険の保険金が支払われる事故に限ります。

(注)この特約の被保険者は、死亡またはケガにより入院した歩行者または自転車(原動機付自転車を除きます)で通行していた相手の方となります。この特約の保険金は、被保険者からの請求に基づいてお支払いします。

【対歩行者等事故傷害特約の補償イメージと支払い例】

信号のない交差点で右折の自動車と左方から直進の自転車が衝突、自転車の運転者は入院8か月の受傷。自転車の運転者の過失割合20%、ケガに関わる損害額500万円の場合。



(※)被保険者(相手の方)の請求に基づき、被保険者(相手の方)にお支払いします。

(注)上記は補償のイメージであり、被保険者(相手の方)の損害の額が約款に定める人身傷害条項損害額算定基準に従い算出した額と対人賠償責任保険の損害賠償の額が異なる場合などでは、実際のお支払いの金額は上記と異なります。

- このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧ください。またご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
<https://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは